

第2次奥州市 男女共同参画計画



令和4年3月

目 次

第 1 章 基本的な考え方

1	計画策定の目的	1
2	計画の性格(位置付けと役割)	1
3	計画の期間	2
4	基本目標	2

第 2 章 計画の体系

計画体系一覧	4
--------	---

第 3 章 計画の内容

基本目標 1	性別に関わらず誰もが活躍できる社会づくり	5
(1)	政策・方針決定の場への女性の参画促進	
(2)	労働の場における男女共同参画の推進	
基本目標 2	お互いを尊重しあう意識づくり	10
(1)	人間性豊かな人づくり	
(2)	社会における不平等な慣行の見直し	
(3)	命と心を大切に作る人づくり	
基本目標 3	みんなで安心して暮らせる環境づくり	17
(1)	家庭・地域での男女共同参画の推進	
(2)	多様な困難を抱えた女性への支援	

第 4 章 計画の推進体制

計画の推進体制	21
---------	----

指標一覧	23
------	----

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の目的

近年、私たちを取り巻く社会環境は急速に変化しており、特に少子高齢化の進行は、持続的社会を形成していく上で大きな課題となっています。こうした変化に対応し、さらに活力ある社会をつくるためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を發揮することのできる男女共同参画社会の実現が重要になります。

奥州市は、平成19年に「奥州市男女共同参画推進条例」（平成19年奥州市条例第2号。以下「条例」という。）を制定するとともに、平成20年に「奥州市男女共同参画計画」（以下「第1次計画」という。）、平成29年には現行の「第2次男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けさまざまな施策を推進してきました。こうした取組の成果により、家庭生活や学校教育の場におけるジェンダー平等の意識は浸透しつつありますが、社会通念やしきたり等における男女の差別意識は未だ根強く残っていることに加え、政治の場や施策決定の場における女性の参画が進んでいない等、課題も多く残されています。

これらに加え、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により社会生活は一変し、外出自粛や休業等を原因とした生活不安ストレスにより配偶者等からの暴力や性暴力が増加しています。また、宿泊業、飲食サービス業等が大きな打撃を受けたことから、非正規労働者、特に女性の雇用や所得に大きな影響が及び、経済的困難に陥りやすいひとり親世帯等の負担増が懸念されています。こうしたことから、奥州市においても一層の危機感をもって男女共同参画社会の実現に向けた取組を加速させていく必要があります。

このたびの「第2次男女共同参画計画」の中間見直しでは、国の第5次男女共同参画基本計画やいわて男女共同参画プランとの整合を図り、奥州市内外の情勢を鑑みつつ、これまでの取組の成果を検証するとともに新たなニーズへの対応を追加する等、新しい令和の時代における男女共同参画計画社会の実現に向けた指針として策定しました。

2 計画の性格（位置付けと役割）

(1) 市町村男女共同参画計画としての位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けるものであり、本市における男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の指針とするものです。

(2) 法令及び関連計画との整合性

この計画は、平成 19 年 3 月に制定した条例に基づく計画です。そして、奥州市総合計画に掲げる、めざすべき都市像「地域の個性がひかり輝く 自治と協働のまち 奥州市」と施策の大綱「みんなで創る生きがいあふれるまちづくり」を実現するため、市の各種計画との整合を図りながら関連している取組施策を体系化し、基本的な考え方を示すものです。

(3) 女性活躍推進法に基づく市町村推進計画としての位置付け

この計画における基本目標 1 「性別に関わらず誰もが活躍できる社会づくり」を、女性活躍推進法第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。

(4) 配偶者暴力防止法に基づく基本計画としての位置付け

この計画における基本目標 3 ー (2) 「多様な困難を抱えた女性への支援」を、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「DV防止法」という。）第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

この計画は、市と市民が協働で取り組み目的の達成をめざすものであり、市民はもちろんのこと、企業や各種団体等の事業主の理解と協力を求め、自主的・積極的な活動の推進を図るための指針となるものです。

3 計画の期間

平成 30 年度を初年度とし、奥州市総合計画との整合性を図るため令和 8 年度までの 9 年間とします。

ただし、計画の進捗状況、社会情勢の変化等により、令和 3 年度に中間見直しを行いました。

4 基本目標

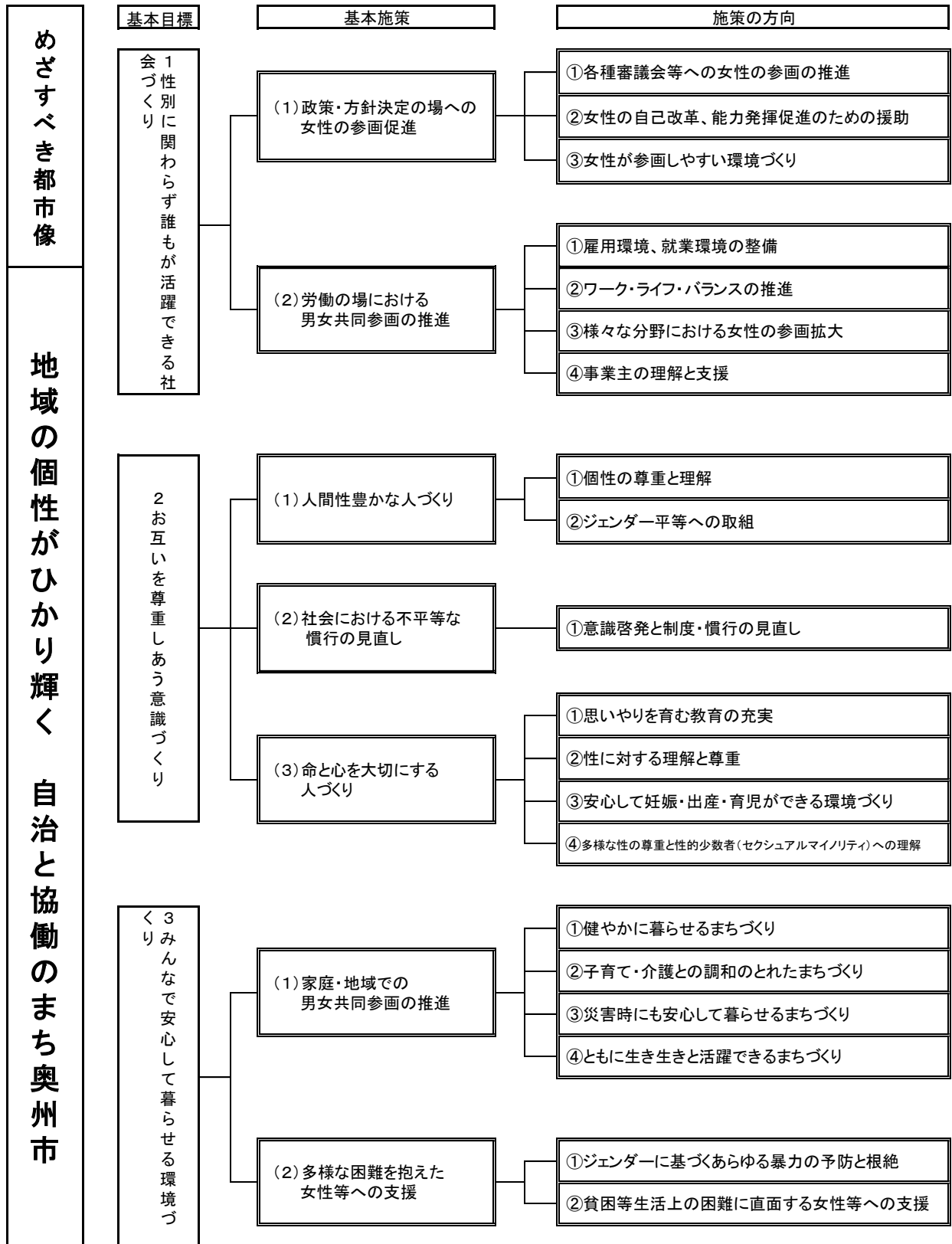
条例の基本理念に基づき、次の 3 つを基本目標として掲げます。

- (1) 性別に関わらず誰もが活躍できる社会づくり
- (2) お互いを尊重しあう意識づくり
- (3) みんなで安心して暮らせる環境づくり

基本理念 ～条例第3条より～

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮されること及び男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択できること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市における施策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動を行うことができること。
- (5) 男女共同参画の推進が、国際社会の取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に行われること。
- (6) 男女が互いの性について理解を深め、それぞれの意思が尊重されることにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。

第2章 計画の体系



第3章 計画の内容

基本目標 1 性別に関わらず誰もが活躍できる社会づくり

(1) 政策・方針決定の場への女性の参画促進

現状と課題

男女共同参画基本法の制定以降、ジェンダー平等や共同参画に関する人々の意識に変化が見られ、女性の社会的地位は以前よりも向上しています。しかし、計画や方針を決定する審議会等の女性委員の就任状況は緩やかに増加しているものの、その比率は3割未満と依然として少ない状況にあるとともに、中には女性委員が就任していない審議会等もあります。

調和と均衡のとれた豊かな社会を築くためには、政策・方針決定過程に男女が共に参画し、それぞれの意見を反映させなければなりません。政策決定の場へ女性の参画を促すには、女性が自らの意志に基づいて参画しようとする意識の醸成を図る必要があります。そのためには、女性の自己改革と能力発揮の支援が必要です。

あらゆる場において、男女の対等な協力関係を構築していくためには、女性が参画しやすい環境をつくる必要があることから、女性の参画と機会を確保するための理解と取組が求められています。

施策の方向

①各種審議会等への女性の参画の推進

- ア 審議会等へ女性の参画が促進されるよう、社会全体の意識の高揚を図ります。
- イ 女性委員が少ない、または女性委員が就任していない審議会等の解消に努めます。

②女性の自己改革、能力発揮促進のための援助

- ア 高い資格・能力を得る（キャリアアップ）、より高い技能・技術を身につける（スキルアップ）等自己研鑽の機会を設けるとともに、積極的な参加を促します。
- イ 市民、企業、教育機関、その他各種団体等に対して、国や県が主催する女性リーダーの育成に関する研修会、政策に関するセミナー等の情報収集と周知に努めます。

③女性が参画しやすい環境づくり

- ア 地域社会における女性の参画推進を支援します。

イ 女性参画の条件整備として、女性の経済的、身分的地位の向上に努めます。

指標

No.	指標名	単位	H29年度 実績	R3年度 目標	R2年度 時点	R8年度 目標	担当課
1	市の審議会等における 女性委員の比率	%	27.7	50	25.6	40	協働まちづくり部 地域づくり推進課
2	女性のいない審議会の数		1	0	2	0	協働まちづくり部 地域づくり推進課
3	男女のいずれか一方の委員数 が委員総数の30%未満である 審議会等の割合	%	50	0	53.3	0	協働まちづくり部 地域づくり推進課
4	男女共同参画に関する研修会 やセミナーの開催回数	回	3	6	4	6	協働まちづくり部 地域づくり推進課

○審議会等

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置される附属機関及びこれに準ずるもの。市民や有識者等の特定のメンバーにより、政策等の案について検討を行う会合をいう。

(2) 労働の場における男女共同参画の推進

現状と課題

国はこれまで、男女雇用機会均等法、育児介護休業法、次世代育成支援対策推進法等を制定し、仕事と家庭の両立を支援する取組を進めてきました。しかしながら、総務省の労働力調査によると、就業を希望しているものの育児や介護等を理由に働いていない女性の数が約 230 万人に上るほか、出産や育児を理由に離職する女性が未だに多いという現状に加え、管理的職業従事者に占める女性の割合は 15%程度と世界的にも低い水準となっており、結果に結びついていません。この状況を打破するために、国は女性活躍推進法を制定し、今まで以上に労働環境の改善を強力に推し進める方針を示しており、事業主に対し、職場での意識づくりや雇用環境及び就業環境の改善に向けた積極的な取組を求めています。また、多様な働き方に対応した仕事と子育ての両立への支援が必要であるとしています。

育児や介護は男女が共同で取り組むべきであり、女性だけでなく男性の育児・介護休暇等の取得率が向上するよう、事業主への啓発も必要です。また、新型コロナウイルス感染症の拡大が契機となり、テレワークの導入やオンラインの活用が進み、新たな働き方の可能性が広がっています。こうした新しい様式に合わせて多様な働き方が実現出来るよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について社会全体で取り組むことが必要です。さらに、女性の従事が少ない分野へも挑戦できるように、職業能力を開発するとともに、労働の場における性的嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント）や上下・権利関係を利用した嫌がらせ（パワー・ハラスメント）を根絶することが大切です。

また、本市においては農林業や商工業等の自営業に従事する女性が多く、役割や責任が多岐であるにもかかわらず、経営に参画する機会が少ない状況にあります。様々な分野において女性が積極的に活躍し職業意識を高め、生きがいをもって仕事に取り組むことができるように適切な役割分担により、女性が参画できる環境を整備することが必要です。

施策の方向

①雇用環境、就業環境の整備

ア 雇用の場において、妊娠・出産による不利益取扱いは決して許されないということを、あらゆる機会を通じて啓発します。

イ 性別に関わりなく平等に採用され、平等に働けるよう、男女雇用機会均等法、労働基準法、労働組合法等の労働に関する法律や、積極的改善措置等の法令や

取組方法の周知を行います。

ウ 公共職業安定所や事業主等各種関係機関と連携し、新規卒業者、結婚や子育てにより離職した女性の再就職等、それぞれのライフステージに応じた就業を支援します。

エ セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントが根絶されるよう、啓発します。

②ワーク・ライフ・バランスの推進

ア 年次有給休暇の取得促進や、恒常的な時間外労働の見直しに向けた取組を支援します。

イ 新しい生活様式に合わせた、テレワークやオンラインの活用、変形労働時間制（フレックスタイム制）や短時間労働制等、柔軟かつ多様な雇用形態の普及に努めます。

ウ 育児・介護休業制度の周知徹底を図り、男性も取得しやすい環境づくりを推進します。

③様々な分野における女性の参画拡大

ア 女性が様々な分野において起業に積極的に取り組むことができるよう必要な情報提供を行います。

イ 農業での家族経営において家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、意欲を持って取り組むことができるよう、「家族経営協定」の締結を促進します。

ウ 女性の管理職への登用を推進し、女性のキャリアアップ促進のためのセミナーや研修の機会を設けます。

④事業主の理解と支援

ア 事業主に対して、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定とその実施を促します。

イ 仕事と家庭の両立を支援しているえるぼし、くるみん等の優良な事業主の認定及び表彰制度の普及啓発に努めます。

ウ 女性の職業生活における活躍を推進するため、関係部署と連携し、市内事業主を対象としたセミナーを開催します。

指標

No.	指標名	単位	H29 年度 実績	R3 年度 目標	R2 年度 時点	R8 年度 目標	担当課
5	ジョブカフェ奥州就職決定者数（うち女性）	人	115 (63)	120 (66)	152 (102)	200 (130)	商工観光部 企業振興課
6	市の男性職員の育児休暇取得率	%	—	—	16.7	30	総務企画部 総務課
7	家族経営協定締結農家数	戸	170	185	179	190	農業委員会
8	市の管理職の女性比率	%	12.1	20	部長級 4.8% 課長級 18.9%	部長級 20% 課長級 25%	総務企画部 総務課
9	保育施設における待機児童数（各年度 10 月 1 日現在）	人	—	0	17	0	健康こども部 保育こども園課

○家族経営協定

家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、意欲を持って取り組むことができるよう、経営の方針、労働報酬、休日・労働時間等について家族内で取り決めること。

○えるぼし認定

女性活躍推進法に基づき、一定基準を満たし、女性の活躍促進に関する状況等が優良な企業として厚生労働大臣の認定を受けた証。

○くるみん認定

次世代育成支援対策推進法に基づき、一定基準を満たし、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けた証。

基本目標2 お互いを尊重しあう意識づくり

(1) 人間性豊かな人づくり

現状と課題

男女平等については、日本国憲法で性別により差別されないとうたわれています。しかし、現実には社会的・文化的に形成された性差（ジェンダー）が存在し、今もなお「男は仕事、女は家庭」というように、性の違いによって役割を固定化する意識が残っています。このようなジェンダーや固定的性別役割分担意識は、一人ひとりの能力や個性の発揮を妨げるばかりか、人権侵害につながるおそれもあります。

国際的には、平成27年9月に国連総会で持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない」社会を目指しています。SDGsでは、ゴール5として「ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子の能力強化を行うこと」が掲げられており、SDGs全体の達成のためにも男女共同参画の実現へ向けた取組が必要です。

施策の方向

①個性の尊重と理解

ア 男女が尊重し合い、性別によることなく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、講演会や各種講座を開催する等、市民の意識啓発を図ります。

イ 男女共同参画を推進する男女共同参画サポーターの養成を図ります。

②ジェンダー平等への取組

SDGsにおいて定められているジェンダー平等への取組に関する情報を収集し提供することにより、市民の理解と意識の醸成に努めます。

指標

No.	指標名	単位	H29 年度 実績	R3 年度 目標	R2 年度 時点	R8 年度 目標	担当課
再 掲	男女共同参画に関する研修会 やセミナーの開催回数	回	3	6	4	6	協働まちづくり部 地域づくり推進課
10	男女共同参画サポーター(制度 内容)の理解度	%	11.7	20	(11.1) (R3 時点)	20	協働まちづくり部 地域づくり推進課
11	男女共同参画サポーター (うち男性の占める割合)	人 (%)	48 (17)	55 (20)	58 (24)	65 (30)	協働まちづくり部 地域づくり推進課

○男女共同参画サポーター

岩手県が男女共同参画の意識の向上と活動の促進を目的に開催する、男女共同参画サポーター養成講座の所定の講座を受講し、県から認定を受けた者。

(2) 社会における不平等な慣行の見直し

現状と課題

男女共同参画に関する各種法律が制定されているものの、社会習慣における固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）による慣習・しきたり、例えば、町内会・自治会等の地域団体の活動において、男性は力仕事を行い、女性は接客や後片付けを行うといったものは、依然として存在しています。

また、情報通信手段の高度化により、多様な情報媒体（メディア）から多くの情報を手に入れることが可能になりましたが、それらの中には男女共同参画の観点から許されない表現も見られます。

男女があらゆる分野に対等な構成員として参画するためには、不平等な慣行について長期的視野で見直しを進め、啓発活動を充実して正しく理解されるよう広く呼びかける必要があります。また、身の回りの多くの情報を適切に読み解き、活用していくことが必要です。

施策の方向

①意識啓発と制度・慣行の見直し

ア 広報やホームページ等様々なメディアを通じて、男女共同参画に関する先駆的な取組について情報を広く周知するとともに、研修会やセミナーを実施します。

イ 不平等な慣行によって生じた問題の早期解決のため、各分野間の情報の共有に努めるとともに、人権擁護委員や民生委員と連携し、相談対応の充実を図ります。

ウ 男女共同参画サポーターや民間団体へ男女共同参画に関する情報を提供します。

エ 男女共同参画標語の募集や啓発パネル展示を通して、幅広い年代層への意識啓発に取り組みます。

オ 男女が共に子育て、介護、家事等、家族で分担・協力するように意識づくりに努めます。

カ 地域づくり団体・市民公益活動団体等が実施する男女共同参画に関する取組を支援します。

指標

No.	指標名	単位	H29 年度 実績	R3 年度 目標	R2 年度 時点	R8 年度 目標	担当課
12	男女共同参画（言葉・意味）の 理解度	%	32.7	50	(34.3) (R3 時点)	50	協働まちづくり部 地域づくり推進課
13	社会習慣の中での男女の 不平等感の割合	%	76.7	60	(70.3) (R3 時点)	50	協働まちづくり部 地域づくり推進課
14	市民提案型協働支援事業にお ける男女共同参画事業への補 助	件	—	—	0	3	協働まちづくり部 地域づくり推進課

(3) 命と心を大切に作る人づくり

現状と課題

家庭において、育児の負担が母親に偏りがちであることが出産への不安感を抱かせる原因の一つであることから、父親が育児に対して積極的に関わるための働きかけをする等、安心して子どもを産み、育てる環境の整備が必要です。

また、子どもの成長において、幼児期及び義務教育期は生涯にわたる人間形成の基礎を培うとともに、基盤がつくられる重要な時期です。次代を担う子どもたちがジェンダー平等の意識を持てるよう、人間形成の基盤となる時期の教育において、意識づくりを実践することが求められています。

男女が互いの性について理解を深め、それぞれの意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提となるものです。若年者の望まぬ妊娠等、性に関するさまざまな問題や、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）についての理解や認識不足から、差別や偏見が生じており、思春期の子どもたちが「性」を人権の問題、人間の生き方にかかわる問題としてとらえることができるよう、異なる他者を受け入れる心を育てていくことが必要です。

施策の方向

① 思いやりを育む教育の充実

- ア 教育・保育施設との連携により、人権教育やジェンダー平等教育を総合的に推進します。
- イ 人権尊重の視点に立った意識や知識を高めるため、保育士、保育教諭、幼稚園教諭及び小中学校教諭向け研修会についての情報を提供します。
- ウ 子どもの個性と自主性を尊重し、固定化した枠にとらわれない進路の指導を推進します。

② 性に対する理解と尊重

- ア 学校教育の中で学年に応じた性教育の推進に努めます。
- イ 多様な性の尊重及び性に関する指導を進めるため、保育士、保育教諭、幼稚園教諭及び小中学校教諭向け研修会についての情報を提供します。
- ウ 学校教育の中で、性に対する相談体制を充実させ、情報の提供と適切な対応に努めます。

③ 安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくり

- ア 母性の尊重についての意識の浸透を図るとともに、妊娠・出産によって女性

が差別されないことを、あらゆる機会を通じて意識啓発を行います。

イ 妊婦の正しい知識と仲間づくりのための母親教室やパパママセミナー（両親学級）の充実を図ります。

ウ 保健師や助産師による家庭訪問や電話相談等を行い、妊婦の不安軽減と産後うつへの早期発見に努めます。

エ 安心して妊娠・出産ができるよう体制を整え、妊婦健康診査の充実や妊娠の届出が早期に行われるように医療機関との連携を強化します。

オ 父親に対して出産・育児に関する情報提供を行い、出産・育児へ主体的に関わる当事者としての意識向上に努めます。

カ 出産時、子ども（乳幼児、小学生、中学生、高校生）、妊産婦、ひとり親家庭及び寡婦の方の医療費の一部を助成し負担軽減を図ります。

④多様な性の尊重と性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）への理解

ア 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）や、その関係者に対する相談体制の充実を図ります。

イ 市民を対象として、多様な性的指向・性自認への理解促進を図るための普及啓発を行います。

ウ 市の各種様式の内容、窓口や電話での対応について、性の多様性をふまえたものにするための取組を進めます。

指標

No.	指標名	単位	H29年度 実績	R3年度 目標	R2年度 時点	R8年度 目標	担当課
15	市内小中学校における男女混合名簿の使用校数(市内小中学校数)	校	—	—	26 (36)	25 (25)	教育委員会 学校教育課
16	思春期保健学習会を開催する中学校数(市内中学校数)	校	10 (10)	10 (10)	7 (9)	7 (7)	教育委員会 学校教育課
17	思春期保健講話を開催する高等学校数	校	—	—	8	8	健康こども部 健康増進課
18	3歳児健康診査時の問診において子育てが楽しいと回答した保護者の割合	%	83.8	90	84.3	91.0	健康こども部 健康増進課
19	3歳児健康診査時の問診において父親が育児に参加していると回答した割合	%	87.3	90	87.9	91.0	健康こども部 健康増進課
20	性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の理解度	%	—	—	(45.3) (R3時点)	60	協働まちづくり部 地域づくり推進課

基本目標3 みんなで安心して暮らせる環境づくり

(1) 家庭・地域での男女共同参画の推進

現状と課題

人生100年時代の到来とともに生涯にわたり心身ともに健やかで自分らしい生活を送ることは、男女共同参画社会の形成の前提となります。男女はそれぞれ異なる健康上の問題に直面することを理解し、一人ひとりが健康の大切さを自覚するとともに、積極的に健康の保持増進に努めることが大切です。

その一方、核家族化や生活様式の多様化等、社会情勢の変化に伴い育児や家事、介護のあり方も変化しており、社会的孤立、8050問題、ダブルケア等、重層的生活課題を抱える世帯が増加しています。これらは個人の問題ではなく、社会全体の問題としてとらえ、支援していく体制の整備・充実が求められています。

災害時には、平常時における社会の課題が顕著に現れます。そこで、平時から防災に関する政策・方針の決定過程に男女がバランスよく参画することや災害の現場においても女性が活躍することで、地域の防災力向上を図る必要があります。

施策の方向

①健やかに暮らせるまちづくり

- ア 市民一人ひとりが健康づくりに関心を持つよう、健康教育、健康相談、普及啓発事業等の実施に努めます。
- イ 各種検診事業等の受診率の向上を図り、予防対策を推進します。
- ウ 医師会、歯科医師会、薬剤師会、公立病院・診療所、福祉・介護事業者等との連携体制の構築、強化をめざします。

②子育て・介護との調和のとれたまちづくり

- ア 教育・保育施設、家庭、地域等との連携を密にし、妊婦や子育て中の親子が安心して外出できる環境の整備・充実や、子育てに悩む親たちへの相談指導、情報提供等、総合的な子育て支援を推進します。
- イ 共働き世帯が安心して子どもを預けられるよう、待機児童の解消に向け保育サービスの整備の充実に努めます。
- ウ 病児保育、育児の相互援助活動を行うファミリーサポートセンター、放課後児童クラブ等、子育て支援サービスの整備充実を図ります。
- エ 子育て支援サービスに関する情報の発信に努めます。
- オ 介護支援体制の充実を図り、介護の不安を軽減します。

カ 社会的孤立、8050問題、ダブルケア等、重層的な生活課題を抱える世帯の把握につとめ、各種支援につなげていきます。

③災害時にも安心して暮らせるまちづくり

ア 防災会議における女性委員の比率を高めます。

イ 女性消防団員の増員を促進するとともに、十分に活躍できるような環境づくりに努めます。

ウ 防災士資格の取得を推進するとともに、特に女性防災士の育成に努めます。

④ともに生き生きと活躍できるまちづくり

ア 誰もが生き生きと活躍できるよう、市民活動を積極的に支援します。

イ 地域づくりに関するセミナー等の開催を通じて、地域コミュニティ団体間の連携や交流を促進し、女性を含む多様な人材の育成に取り組みます。

指標

No.	指標名	単位	H29年度 実績	R3年度 目標	R2年度 時点	R8年度 目標	担当課
21	子宮がん検診受診率 ※		—	—	12.8	20	健康こども部 健康増進課
再掲	保育施設における待機児童数 (各年度10月1日現在)	人		0	17	0	健康こども部 保育こども園課
22	ファミリーサポート事業登録 会員数のうち提供会員数	人	273	292	286	290	健康こども部 こども家庭課
23	特別養護老人ホームへ入所申し込みをしている在宅待機者のうち、早急に入所が必要な待機者数	人			126	0	福祉部 奥州市地域包括支援センター
24	防災会議における女性委員の比率	%	—	—	10	20	市民環境部 危機管理課

※市内に住所を有する20歳以上の女性のうち、市の健診を受検した者の割合。職場等で受検した場合は反映されない。

○8050問題

80代の親とひきこもり状態の50代の子が同居する世帯の孤立化・困窮化に伴うさまざまな問題。

○ダブルケア

子育てと介護を同時に担うことで、一人にかかる負担や経済的負担が大きくなるなどの問題がある。

(2) 多様な困難を抱えた女性等への支援

現状と課題

ジェンダーに基づく暴力は、性犯罪・性暴力・配偶者等からの暴力・ストーカール行為、職場におけるハラスメント等様々な形態があり、加えて近年はSNS等のコミュニケーションツールの普及により、さらに多様化しています。

特に、新型コロナウイルス感染拡大に伴い生活スタイルが大きく変化したことにより、「配偶者や恋人等からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）」は増加、深刻化しています。問題として取り上げることへの羞恥心や抵抗感が強いこと等から、表面化しない傾向があり、問題の解決を困難にしています。

DV防止法が平成20年1月に改正され、被害者保護や市町村に対する基本計画策定が努力義務とされる等支援策が拡充されました。

暴力と犯罪を防ぐ環境づくりや、相談窓口・支援体制の整備等の救済策の充実等、実効性のある対策が求められています。

また、女性は非正規雇用の割合が高いこと等を背景として、貧困等の生活上の困難に陥りやすい状況にあり、特にもひとり親世帯の貧困率が高いことは全国的な問題となっています。ひとり親世帯が安心して生活できる環境を整備するため、包括的な取組が必要とされています。

施策の方向

① ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と根絶

- ア DVや性犯罪等の予防と根絶にむけて、暴力防止に関する教育や啓発を行います。
- イ 相談窓口の周知や相談を促す広報・啓発を行います。
- ウ DV被害者の保護や自立に向けた支援を行います。
- エ SNS等を通じた暴力被害の防止を図ります。

② 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援

- ア ひとり親世帯等支援を要する家庭が将来的に自立した子育てをしていけるよう、支援体制の充実を図ります。
- イ 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金、医療費助成制度、母子家庭等自立支援教育訓練給付金等の周知により、生活の安定を支援します。
- ウ 各種相談窓口の周知や相談を促す広報・啓発を行います。

指標

No.	指標名	単位	H29 年度 実績	R3 年度 目標	R2 年度 時点	R8 年度 目標	担当課
25	DVに関する理解度	%	82.5	87	(79.7) (R3 時点)	87	協働まちづくり部 地域づくり推進課
再 掲	男女共同参画に関する研修会 やセミナーの開催回数	回	3	6			協働まちづくり部 地域づくり推進課
26	ひとり親家庭の自立(児童扶養 手当全額支給の割合)	%	—	38.0	39.9	30.0	健康こども部 こども家庭課

○ODV：ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人等親密な関係にある者、またはあった者から振るわれる暴力で、次のような形がある。

身体的暴力…殴る、蹴る、火傷を負わす等

精神的暴力…暴言を吐く、大声でどなる、何を言っても無視する等

社会的暴力…親戚や友人との付き合いを制限する、電話や手紙をチェックする、外出を妨害する等

経済的暴力…生活費を入れない・支出した内容を細かくチェックする・家の金を持ち出す

性的暴力…避妊に協力しない・性的な行為の強要等

子どもを利用した暴力…子どもに暴力を見せる、子どもを危険な目にあわせる、子どもに会わせない

第4章 計画の推進体制

計画の推進体制

この計画を総合的・効果的に推進していくためには、市と市民、事業者等地域社会が一体となり協働で取り組むことが大切です。

また、男女共同参画施策は広範多岐にわたるため、国や県、関係機関との連携を図り、情報提供や協力を得ながら計画を推進していきます。

1 推進体制の整備

この計画を推進していくためには、総合的な施策展開ができるよう推進体制の整備が必要です。

そのため、条例に基づき、「奥州市男女共同参画推進委員会」を設置し、男女共同参画の推進に関する重要事項について意見を求めます。

また、奥州市男女共同参画推進本部設置要綱（平成18年奥州市告示第149号）に基づき、「奥州市男女共同参画推進本部」を組織し、庁内各課との連携を図りながら施策の企画立案、事業の実施等全庁的に取り組むとともに、市民と職員で組織するワーキングチームを置き、基本計画の策定及び推進に必要な調査、企画、資料の作成を行います。

2 市民との協働

男女共同参画社会の実現は、市民一人ひとりが問題意識を持ち、その解決に向け身近なところから実践していくことが大切であることから、市は、各種講座の開催や広報、パンフレット等の活用により、男女共同参画社会の形成に向けた気運の醸成を図るとともに、市民と市が協働で各種事業を実施できるように努めます。

また、市民は男女共同参画社会の実現に向けて関心を持ち、各種講座等の事業に積極的に参加し、課題解決に向けた実践を行うとともに、建設的な意見や要望を関係機関に伝え、施策の充実を図るための活動を行うこととします。

3 事業主との連携

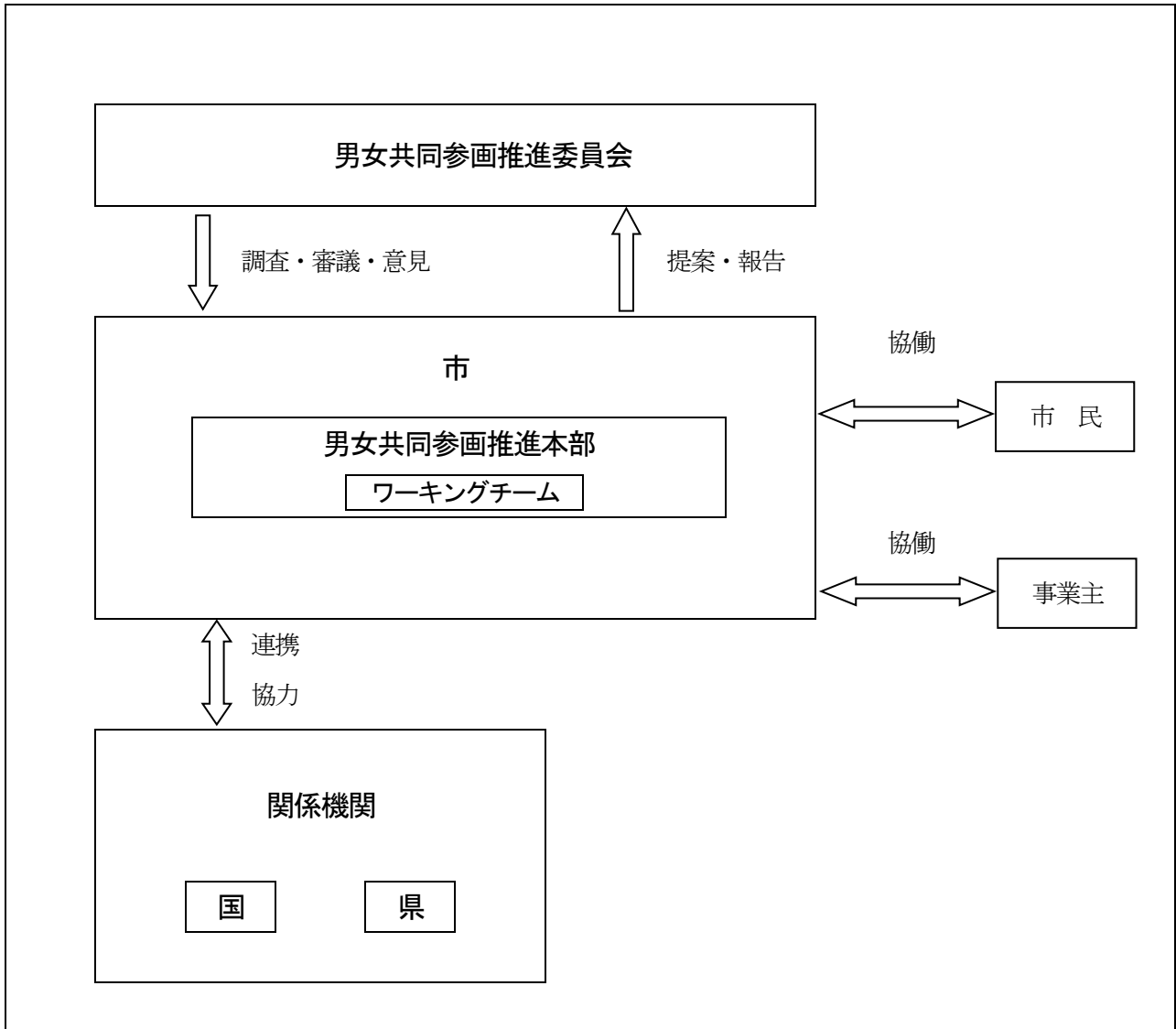
事業主には、意識啓発のための各種講座の開催やパンフレット等の資料を配布し、男女共同参画社会の実現に向けた取組に対する理解と協力を求め、自主的、積極的な活動を働きかけていきます。

4 関係機関との連携

男女共同参画社会の実現に向けて一体となった取組ができるよう、国や県、関係

機関との連携を図り、情報提供や協力を得ながら計画を推進していきます。

【計画の推進体制】



指標一覧（再掲）

基本目標 1 性別に関わらず誰もが活躍できる社会づくり

No.	指標名	単位	H29 年度 実績	R3 年度 目標	R2 年度 時点	R8 年度 目標	担当課
1	市の審議会等における 女性委員の比率	%	27.7	50	25.6	40	協働まちづくり部 地域づくり推進課
2	女性のいない審議会の数		1	0	2	0	協働まちづくり部 地域づくり推進課
3	男女のいずれか一方の委員数 が委員総数の 30%未満である 審議会等の割合	%	50	0	53.3	0	協働まちづくり部 地域づくり推進課
4	男女共同参画に関する研修会 やセミナーの開催回数	回	3	6	4	6	協働まちづくり部 地域づくり推進課
5	ジョブカフェ奥州就職決定者 数（うち女性）	人	115 (63)	120 (66)	152 (102)	200 (130)	商工観光部 企業振興課
6	市の男性職員の育児休暇取得 率	%	—	—	16.7	30	総務企画部 総務課
7	家族経営協定締結農家数	戸	170	185	179	190	農業委員会
8	市の管理職の女性比率	%	12.1	20	部長級 4.8% 課長級 18.9%	部長級 20% 課長級 25%	総務企画部 総務課
9	保育施設における待機児童数 (各年度 10 月 1 日現在)	人	—	0	17	0	健康子ども部 保育子ども園課

基本目標2 お互いを尊重しあう意識づくり

No.	指標名	単位	H29年度 実績	R3年度 目標	R2年度 時点	R8年度 目標	担当課
再掲	男女共同参画に関する研修会 やセミナーの開催回数	回	3	6	4	6	協働まちづくり部 地域づくり推進課
10	男女共同参画サポーター(制度 内容)の理解度	%	11.7	20	(11.1) (R3時点)	20	協働まちづくり部 地域づくり推進課
11	男女共同参画サポーター (うち男性の占める割合)	人 (%)	48 (17)	55 (20)	58 (24)	65 (30)	協働まちづくり部 地域づくり推進課
12	男女共同参画(言葉・意味)の 理解度	%	32.7	50	(34.3) (R3時点)	50	協働まちづくり部 地域づくり推進課
13	社会習慣の中での男女の 不平等感の割合	%	76.7	60	(70.3) (R3時点)	50	協働まちづくり部 地域づくり推進課
14	市民提案型協働支援事業にお ける男女共同参画事業への補 助	件	—	—	0	3	協働まちづくり部 地域づくり推進課
15	市内小中学校における男女混 合名簿の使用校数(市内小中学 校数)	校	—	—	26 (36)	25 (25)	教育委員会 学校教育課
16	思春期保健学習会を開催する 中学校数(市内中学校数)	校	10 (10)	10 (10)	7 (9)	7 (7)	教育委員会 学校教育課
17	思春期保健講話を開催する高 等学校数	校	—	—	8	8	健康こども部 健康増進課
18	3歳児健康診査時の問診にお いて子育てが楽しいと回答し た保護者の割合	%	83.8	90	84.3	91.0	健康こども部 健康増進課
19	3歳児健康診査時の問診にお いて父親が育児に参加してい ると回答した割合	%	87.3	90	87.9	91.0	健康こども部 健康増進課
20	性的少数者(セクシュアル・マ イノリティ)の理解度	%	—	—	(45.3) (R3時点)	60	協働まちづくり部 地域づくり推進課

基本目標3 みんなで安心して暮らせる環境づくり

No.	指標名	単位	H29年度 実績	R3年度 目標	R2年度 時点	R8年度 目標	担当課
21	子宮がん検診受診率		—	—	12.8	20	健康こども部 健康増進課
再掲	保育施設における待機児童数 (各年度10月1日現在)	人		0	17	0	健康こども部 保育こども園課
22	ファミリーサポート事業登録 会員数のうち提供会員数	人	273	292	286	290	健康こども部 こども家庭課
23	特別養護老人ホームへ入所申し込みをしている在宅待機者のうち、早急に入所が必要な待機者数	人			126	0	福祉部 奥州市地域包括支援センター
24	防災会議における女性委員の比率	%	—	—	10	20	危機管理課
25	DVに関する理解度	%	82.5	87	(79.7) (R3時点)	87	協働まちづくり部 地域づくり推進課
再掲	男女共同参画に関する研修会 やセミナーの開催回数	回	3	6	4	6	協働まちづくり部 地域づくり推進課
26	ひとり親家庭の自立(児童扶養 手当全額支給の割合)	%	—	38.0	39.9	30.0	健康こども部 こども家庭課